一般事業主　行動計画〈社会福祉法人　竹生会〉

全ての職員がその能力を十分に発揮できるように仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和２年７月１日～令和７年６月30日までの５年間
２．内容

目標１：妊娠中や産休・育休復帰後の職員が安心して、就労・復帰できために相談窓口担当者を男女各１名とする。

＜対策＞
- ●令和　２年10月～　相談内容の分析・検討
- ●令和　３年　１月～　相談職員の研修
- ●令和　３年　４月～　事業(課)毎に問題を解決するために管理職研修を年１回実施する
- ●令和　３年10月～　相談窓口についてHP・掲示・職員会議で周知する

目標２：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

＜対策＞
- ●令和　２年10月～　年次有給休暇の取得状況について実態を把握する
- ●令和　３年　１月～　事業(課)毎の状況を聴取・意見交換する
- ●令和　３年　４月～　計画的な取得に向けた管理職研修を年２回実施する
  HP・掲示・職員会議（毎月）で周知啓発を行う
- ●令和　３年10月～　事業(課)毎に年次有給休暇の取得予定表の作成、取得状況の確認など取得促進を実施する

目標 ３：子どもや高齢者を交通事故から守るため、全従業員が安全運転の意識を高める活動を実施する。

＜対策＞
- ●令和　２年10月～　HP・掲示・職員会議などで周知啓発を行う
- ●令和　３年　４月～　安全運転のための研修を年１回以上実施する（送迎担当職員の安全運転講習会への参加）

以上